

はじめに

1 趣旨

厚生労働省医政局の平成 22 年度医療施設経営安定化推進事業として実施された「出資持分のない医療法人への円滑な移行に関する調査研究」の成果物として、平成 23 年 3 月、「出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル」（以下、「移行マニュアル」という。）が発行されました。

その後、持分なし医療法人への移行事例が徐々に集積されていき、平成 26 年に入ってから、国が持分なし医療法人への移行推進策を打ち出すなど、近時、持分なし医療法人への移行問題に対する関心が益々高まってきているといえます。

そこで、この度、持分なし医療法人への移行を検討する医療法人にとって、より有用な情報を提供すべく、移行マニュアルの全面改訂版として、本マニュアルを発行することとしました。

2 対象

本マニュアルは、昭和 61 年健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知によって示された社団医療法人モデル定款（以下、「改正前モデル定款」といいます。）に準拠した定款を有する社団医療法人を主な対象としています。

改正前モデル定款に準拠しない定款を有している持分あり社団医療法人については、本マニュアルの記述が妥当しない場合があります。

3 留意点

(1) 持分なし医療法人への移行にするか否かは、個々の医療法人において任意に判断されるべき事柄であり、本マニュアルは、持分なし医療法人への移行を強制するなどという趣旨を一切含みません。

(2) 本マニュアルは、持分によるリスク及び持分なし医療法人への移行について解説していますが、これらのテーマに関する全事項を網羅するものではありません。また、監督官庁・課税当局・司法機関等が個別案件において示す解釈・判断等との適合性を保証するものでもありません。

(3) 持分なし医療法人への移行に関する税務上ないし行政上の取扱いは、案件ごとの個別事情や行政庁の裁量によって取り扱いが異なる可能性がありますので、実際に移行手続を行う際は、所轄の官公署に十分確認する必要があります。

(4) 本マニュアルは、これを参照する医療法人の定款の内容が全て法令に適合していることを不可欠の前提としています。

定款の全部又は一部が法令に適合していない医療法人については、本マニュアルの記述が妥当しない場合があります。

(5) 本マニュアルには、税務・法務等に関する専門的内容が含まれており、また、持分なし医療法人への移行に当たっては、ケース・バイ・ケースの検討・判断・対応が必要になりますので、本マニュアルを活用する際は、税理士・弁護士等の専門家の助力を得ることが強く望まれます。

4 基準時

本マニュアルは、平成 27 年 3 月 1 日現在の法令・通知等を前提に作成しています。

5 構成

本マニュアルは、第 1 章～第 4 章の 4 部構成になっています。

「第 1 章 医療法人の基礎知識」では、全ての持分あり医療法人の共通項目として、持分を巡る問題を理解する基礎となる医療法人の仕組みを解説しています。

「第 2 章 持分によるリスクについて」では、持分の意義を確認し、続いて例示した財務諸表に基づきリスクを解説しています。さらに、社員が退社時に払戻請求権を行使する場合、相続開始時の場合、それぞれにおける個人（出資者及び相続人）及び法人の観点からの影響度を理解するケーススタディを提示しています。

「第 3 章 医療法人の選択肢」では、前章までに解説したリスクをクリアする方法のひとつとして、持分なし医療法人への移行を取り上げ、特に医療法人への贈与税非課税で移行できる要件等を整理しています。

「第 4 章 各法人類型別の移行手続」においては、持分なし医療法人への移行にあたっての具体的な法人内の段取りやプロセス、また、行政手続も併せて示しました。平成 26 年に創設された移行計画の認定制度についても解説します。

6 凡例

本マニュアルの本文中で用いている主な略語の意味は次のとおりです。

「法」…医療法

「令」…医療法施行令

「規則」…医療法施行規則

「モデル定款」…社団医療法人の定款例（平成 19 年 3 月 30 日 医政発第 0330049 号）

「改正前モデル定款」…社団医療法人モデル定款（昭和 61 年健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知）